

補助事業に関する第三者委員会設置要領の変更新旧対照表（案）

変更後	現 行
<p>○補助事業に関する第三者委員会設置要領 〔平成16年2月18日〕 〔15農畜機第2037号〕 改正 平成20年3月28日付19農畜機第5013号 <u>改正 平成 年 月 日付 農畜機第 号</u></p> <p>（目的及び設置）</p> <p>第1条 農林水産大臣から指示された中期目標に即して作成し、農林水産大臣より認可を受けた独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の「中期計画」に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構法第10条第1項第2号及び第4号並びに附則第6条第1項の規定により実施する補助事業（以下「補助事業」という。）を適正に実施するため、機構に補助事業に関する第三者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p><u>（構成）</u></p> <p>第2条 委員は、補助事業の関係者以外の者から機構理事長（以下「理事長」という。）が委嘱する。</p> <p><u>2 委員会は、委員5人程度で構成するものとする。</u></p> <p>【削る。】 【削る。】</p> <p><u>3 委員会は、必要に応じて専門の事項に関して、委員以外の学識経験のある者の出席を求め、その意見を聞くことができる。</u> <u>（委員の任期、選任の基本原則等）</u></p> <p>第3条 委員は、非常勤とする。</p> <p><u>2 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p><u>3 原則として委嘱時において、70歳以上の者は選任しない。</u> （座長）</p>	<p>○補助事業に関する第三者委員会設置要領 〔平成16年2月18日〕 〔15農畜機第2037号〕 改正 平成20年3月28日付19農畜機第5013号</p> <p>（目的及び設置）</p> <p>第1条 農林水産大臣から指示された中期目標に即して作成し、農林水産大臣より認可を受けた独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の「中期計画」に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構法第10条第1項第2号及び第4号並びに附則第6条第1項の規定により実施する補助事業（以下「補助事業」という。）を適正に実施するため、機構に補助事業に関する第三者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p> <p><u>（組織、委員の任期等）</u></p> <p>第2条 委員は、補助事業の関係者以外の者から機構理事長（以下「理事長」という。）が委嘱する。</p> <p>【新設】</p> <p><u>2 委員は、非常勤とする。</u></p> <p><u>3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p><u>4 委員会に、専門的見地からの意見を聴く必要があるときは参考人を出席させることができる。</u></p> <p>【新設】</p> <p>（座長）</p>

変更後	現 行
<p><u>第4条</u> 委員会に座長を置き、委員の互選により選任する。</p> <p>2 座長は、委員会を総理し、委員会を代表する。</p> <p>3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。</p> <p>(委員会の開催及び公開)</p> <p><u>第5条</u> 委員会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は、補助事業にかかる<u>第6条第1項</u>に掲げる事項について、委員会に諮り、その意見を聴くものとする。</p> <p>3 理事長は、<u>前項の規定</u>により委員会に諮って了承を得られた事項を公表するものとする。</p> <p>(委員会の審議内容)</p> <p><u>第6条</u> 理事長が委員会に諮るべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>ア 補助事業の実施手続きに関する事項</p> <p>イ 補助事業の実施状況</p> <p>ウ 補助事業の各年度における実績についての評価</p> <p>エ その他補助事業に関し必要な事項</p> <p>2 理事長は、<u>前項</u>の委員会に諮るべき事項につき、委員会の要請があった場合は関連する資料等の提出を行うものとする。</p> <p>(部会の設置)</p> <p><u>第7条</u> 委員会に部会を置くことができる。</p> <p>2 部会に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。</p> <p>(事務局)</p> <p><u>第8条</u> 委員会の事務は、関係各部の協力を得て、企画調整部企画評価課が行う。</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第9条</u> この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。</p>	<p><u>第3条</u> 委員会に座長を置き、委員の互選により選任する。</p> <p>2 座長は、委員会を総理し、委員会を代表する。</p> <p>3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。</p> <p>(委員会の開催及び公開)</p> <p><u>第4条</u> 委員会は、理事長が招集する。</p> <p>2 理事長は、補助事業にかかる<u>第5条の1</u>に掲げる事項について、委員会に諮り、その意見を聴くものとする。</p> <p>3 理事長は、<u>2</u>により委員会に諮って了承を得られた事項を公表するものとする。</p> <p>(委員会の審議内容)</p> <p><u>第5条</u> 理事長が委員会に諮るべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>ア 補助事業の実施手続きに関する事項</p> <p>イ 補助事業の実施状況</p> <p>ウ 補助事業の各年度における実績についての評価</p> <p>エ その他補助事業に関し必要な事項</p> <p>2 理事長は、<u>1</u>の委員会に諮るべき事項につき、委員会の要請があった場合は関連する資料等の提出を行うものとする。</p> <p>(部会の設置)</p> <p><u>第6条</u> 委員会に部会を置くことができる。</p> <p>2 部会に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。</p> <p>(事務局)</p> <p><u>第7条</u> 委員会の事務は、関係各部の協力を得て、企画調整部企画評価課が行う。</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第8条</u> この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。</p>

附 則

この要領は、平成16年2月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。